

違反対象物公表制度が

始まります（平成30年4月1日から）

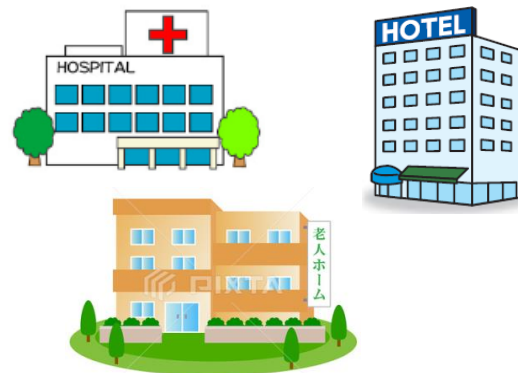


違反公表制度とは？

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットで確認できる制度です。

公表の対象となる建物は

飲食店・店舗等不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

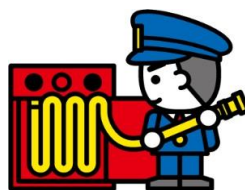


公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間、続きます。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表の方法は

柳川市のホームページで公表します。

公表の内容は

①建物の名称 ②所在地 ③違反の内容 ④その他



建築関係者のみなさまへ

消防法令違反対象物の大半が、無届の増築、接続又は用途が変更された場合が多いようです。建物の増改築や用途変更(テナントの入替えを含む)などを検討する際は、事前に消防本部予防課にご相談ください。